

七飯町競争入札参加資格者指名停止措置要綱

平成20年4月1日

改正 平成28年6月1日

(趣旨)

第1条 町が発注する工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については、法令等に定めるものを除くほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、支出負担行為者（七飯町財務会計規則（平成19年規則第25号。以下「財務規則」という。）第2条第6号に規定する者。以下同じ。）は、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 資格者が一の事案により別表各項の停止要件の二以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれの指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあつては第19項）までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあつては第19項）までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び

前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 町長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、別表第12項又は第15項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 町長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第4条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を追うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 町長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を追わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
 - 3 町長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
 - 4 町長は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。
 - 5 町長は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3条第6項の規定による指名停

止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3条第6項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(随意契約の相手方等の制限)

第5条 支出負担行為者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6条 支出負担行為者は、指名停止の期間中の資格者が当該支出負担行為者の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(停止要件該当者の報告等)

第7条 部長等（七飯町財務会計規則第2条第4号に規定する者。以下同じ。）は、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに競争入札参加指名停止内申書（別記第1号様式。以下「内申書」という。）により主管の部長等に報告するものとする。

2 主管の部長等は、前項の規定による報告を受理したときは、直ちに、内申書を七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会委員長又は競争入札参加者資格審査会委員長（以下「委員長」という。）に送付するものとする。

3 主管の部長等は、当該部長等の所管に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、前各項の規定の例によるものとする。

(指名停止の審査)

第8条 委員長は、第7条第2項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申書に係る事項につき必要に応じ、その事実を調査確認等のため七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会又は競争入札参加者資格審査会を開催し、当該内申書について審査するものとする。

2 委員長は、前項により審査した結果に基づき、当該資格者の競争入札への参加指名の停止及びその期間について、町長の決定を受けるものとする。

(指名停止の通知)

第9条 町長は、第8条第2項の規定により決定したときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、第8条第2項の規定により決定したもののうち、第4条第3項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から、当該共同企業体につい

ても指名停止となる旨を周知させることができる。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第10条 第7条から第9条までの規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合についても準用する。この場合において、資格者に対し指名停止期間の変更にあつては競争入札参加指名停止期間変更通知書(別記第3号様式)により、指名停止の解除にあつては競争入札参加指名停止解除通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(指名停止の決定前における措置)

第11条 町長は、第8条第2項の規定に基づく指名停止の決定前において、別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。

2 町長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会又は競争入札参加者資格審査会の委員長に協議するものとする。

(指名停止の公表)

第12条 指名停止の公表の方法は、主管の部長等において閲覧に供するものとする。また、七飯町ホームページへも掲載することができものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

別表第1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる競争参加資格確認申請書、競争参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 町と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「町発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大にあると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反して、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	

<p>7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上 4箇月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p>	
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p>	<p>12箇月以上 24箇月以内</p>
<p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>9箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>6箇月以上 12箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>6箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>4箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>4箇月以上 12箇月以内</p>

<p>(2) 一般役員等</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(3) 使用人 (独占禁止法違反行為)</p>	<p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>1 2 町発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 9 箇月以上 18 箇月以内</p>
<p>1 3 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 4 箇月以上 18 箇月以内</p>
<p>1 4 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p>	
<p>1 5 町発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から 9 箇月以上 24 箇月以内</p>
<p>1 6 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から 4 箇月以上 24 箇月以内</p>
<p>1 7 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から 2 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>1 8 町発注工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>1 9 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當である</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>

<p>と認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>21 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上 12箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上 9箇月以内</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

別表第2

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 町と締結した契約（以下この表において「町発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>3 道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大にあると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、町発注契約の履行に当たり、契約に違反して、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上 4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p>	

<p>7 町発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上 4箇月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p>	
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p>	<p>12箇月以上 24箇月以内</p>
<p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>9箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>6箇月以上 12箇月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>6箇月以上 18箇月以内</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>4箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>2箇月以上 6箇月以内</p>
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	

<p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>4 箇月以上 12 箇月以内 2 箇月以上 6 箇月以内 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為) 1 2 町発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 9 箇月以上 18 箇月以内</p>
<p>1 3 道内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 4 箇月以上 18 箇月以内</p>
<p>1 4 道外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p>	
<p>1 5 町発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から 9 箇月以上 24 箇月以内</p>
<p>1 6 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から 4 箇月以上 24 箇月以内</p>
<p>1 7 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定した日から 2 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>1 8 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>1 9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁</p>	<p>当該認定した日から</p>

錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

1箇月以上 9箇月以内

別記第1号様式（第7条関係）

競争入札参加 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 指名停止 指名停止期間変更 指名停止解除 </td> </tr> </table> 内申書		指名停止 指名停止期間変更 指名停止解除	
指名停止 指名停止期間変更 指名停止解除			
年 月 日			
七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会 委員長 様			
（部長等）			
次の資格者は、七飯町競争入札参加資格者指名停止措置要綱（別表第 第 項・第3条第5項・第3条第7項）の規定に該当するものと認められるので、内申します。			
1	資格者の住所氏名 （法人の場合は、名称 及び代表者氏名）		名簿番号
2	資格種別		
3	該当項目	指名停止基準別表第 第 項第 号該当	
4	該当する事実の発生年月日	年 月 日	
5	該当理由		
6	当該年度の受注経歴 及び履行実績		
7	当該事項に関し、資格 者がとった事後措置		
8	現在の指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで	指名停止通知年 月日及び番号
9	備考		

注1 指名停止の場合にあつては「1」から「7」までの欄に、指名停止期間の変更及び指名停止及び指名停止解除の場合にあつては「1」から「5」まで及び「8」の欄に記載すること。

2 「該当理由」欄は、なるべく詳細に記載すること。

3 この内申書には、該当理由を証するに必要な書類その他必要と認められる書類等を添付

すること。

別記様式第2号（第9条関係）

競争入札参加指名停止書

第 号
年 月 日

（資格者） 様

七飯町長 ⑩

七飯町が行う に係る指名競争入札に関する指名を下記のとおり停止したので通知します。

記

1 指名停止の期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 指名停止の理由

（ 部 課 係 ）

注 要綱第9条第2項の規定により、指名停止の資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。

「3 あなた（貴社）を構成員とする共同企業体の指名停止

あなた（貴社）を構成員とする共同企業体についても、上記の期間中は指名停止となりますので、これを了知の上、関係者に通知してください。」

別記様式第3号（第10条関係）

競争入札参加指名停止期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

七飯町長

印

年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する
指名停止期間を下記のとおり変更したので通知します。

記

- | | | | | |
|-----------|-----|---|---|-----|
| 1 指名停止の期間 | 変更前 | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |
| | 変更後 | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |

- 2 指名停止期間変更の理由

（ 部 課 係 ）

注 要綱第10条において準用する第9条第2項の規定により、指名停止期間の変更となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止の期間の変更となる旨を周知させるときは、次の文言を追加して通知すること。

「3 あなた（貴社）を構成員とする共同企業体の指名停止期間の変更

あなた（貴社）を構成員とする共同企業体についても、上記のとおり指名停止の期間の変更となりますので、これを了知の上、関係者に通知してください。」

別記様式第4号（第10条関係）

競争入札参加指名停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

七飯町長 ⑩

年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する
指名停止を 年 月 日付けで解除したので通知します。

記

1 指名停止解除の理由

（ 部 課 係 ）

注 要綱第10条において準用する第9条第2項の規定により、指名停止が解除となる資格者から、当該資格者を構成員とする共同企業体についても指名停止が解除となる旨を周知させるときは、「指名停止解除の理由」を「1 指名停止解除の理由」とし、次の文言を追加して通知すること。

「2 あなた（貴社）を構成員とする共同企業体の指名停止の解除

あなた（貴社）を構成員とする共同企業体についても、年 月 日付けで指名停止の解除となりますので、これを了知の上、関係者に通知してください。」